

平成 29 年度日本環境共生学会学会賞応募要領

(常務理事会制定)

1. 適 用

この要領は、日本環境共生学会（以下、本学会）が、平成 29 年度において表彰する日本環境共生学会学会賞（以下、学会賞）候補者の募集に適用する。

2. 募集する学会賞の種類

2.1 優れた学術的貢献をなした会員を表彰するため学会賞として以下を募集する。

- (1) 論文賞
- (2) 奨励賞
- (3) 著述賞

2.2 広く環境共生活動に顕著なる貢献をなした個人または団体を表彰するため学会賞として以下を募集する。

- (1) 環境活動賞
- (2) 環境共生功労賞

3. 受賞資格および授賞対象等

3.1 論文賞

論文賞は、環境共生学の進歩、発展に著しく寄与した優れた研究業績としてその意義や貢献が多大であると判断される研究論文の著者である会員を表彰する。論文賞授賞にかかわる研究業績は、平成 27 年度以降に本学会の機関誌に論文として掲載され、公表されている論文であること。

3.2 奨励賞

奨励賞は、将来性を十分有すると判断できる環境共生に関する萌芽的論文の著者である会員を表彰する。奨励賞受賞者は、その授賞のとき満 40 歳未満であること。奨励賞授賞にかかわる研究業績は、次のいずれかひとつを満たしていること。

- (1) 平成 27 年度以降に本学会の機関誌に論文として掲載され、公表されている論文であること。
- (2) 平成 27 年度以降に奨励賞応募者によって執筆された学位論文であること。

3.3 著述賞

著述賞は、環境共生学の進歩、発展に著しく寄与した優れた著作、論説、解説、事典の著者である会員を表彰する。著述賞授賞の審査対象とする著作物は、平成 25 年度以降に出版もしくは公表された研究図書、教科書、辞書、事典もしくは用語集であり、その出版または公表の形態は、印刷による製本の形態または CD 等の電子媒体であって恒久的なものとす。ただし、その他の著作物あるいはその他の出版または公表の形態であっても、学術賞選考委員会が著述賞としての表彰に値すると認めたものはこれに含めることができる。

3.4 環境活動賞

環境活動賞は、継続的な活動により環境改善に貢献しているものと判断される学校、企業、

団体等を表彰する。

3.5 環境共生功労賞

環境共生功労賞は、本学会または環境共生学の進歩、発展に著しい貢献をなしたる個人または学校、企業、団体等を表彰する。

4. 応募方法等

4.1 学会賞は会員による自薦もしくは、以下の推薦による応募とする。

- (1) 会員による推薦
- (2) 会長による推薦
- (3) 学術・編集委員会による推薦
- (4) 会員以外による個人の推薦

4.2 各賞の応募は事務局備え付けの様式に従う。

4.3 各賞に関連する候補論文、参考論文ないし著作等は、応募書類に添えて一部提出する。

4.4 提出された書類、論文等は、原則として返還しない。

5. 本応募要領または関連する諸規程を適用しても適切な処理等が定まらない事項が発生した場合には、学会賞選考委員会の審議結果に従う。